

## 感染症一覧

以下の感染症は出席停止です。

登園には、医師からの治癒証明が必要です。

種別	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、南米出血熱 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって その血清亜型が H5N1 であるものに限る。)
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)除く)、百日咳、麻疹、 流行性耳下腺炎(おたふく風邪)、風疹、水痘、咽頭結膜熱(プール熱・アデノ等)、結核 ※アデノは型により治癒証明が必要になります。
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、膜炎 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹(とびひ)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、上記の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

※上記以外の感染症については、主治医及び囑託医とよく相談してください。

※上記の感染症が疑われる場合には、速やかなお迎えをお願い致します。